住所　大阪市平野区長吉長原１丁目５番８号
姜繁樹　昭和43年６月27日生
李佳苗　昭和46年６月17日生
姜知希　平成20年６月２日生
住所　大阪府豊中市豊南町東３丁目３番３号
姜成男　昭和58年５月27日生
住所　大阪府茨木市五十鈴町６番２号
趙優紀　昭和55年６月19日生
住所　大阪市生野区巽南３丁目10番23―503号
金秀治　昭和49年10月20日生
住所　栃木県栃木市藤ノ口町120番地１
ウィルソン・ドス・サントス・シンヤ　昭和58年５月31日生
住所　福岡県宗像市土穴１丁目16番15号
金梨華　昭和39年12月６日生
朴茉萌　平成５年４月25日生
住所　兵庫県加古川市平岡町新在家1150番地
朴英輔　平成３年10月30日生
住所　東京都足立区加賀２丁目31番５―303号
コラゾン・ピカール・ナガミネ　昭和41年１月18日生
住所　岡山県津山市大谷584番地１
李聰一　昭和52年９月９日生
住所　三重県桑名市大字太夫132番地８
ペドロ・ギド・トクチ・スアレス　昭和33年７月27日生
エレティシア・サーベデラ・スマエタ・デ・トクチ　昭和43年９月２日生
マサモリ・ペドロ・トクチ・サーベデラ　平成４年６月14日生
ケン・リチャルド・トクチ・サーベデラ　平成６年11月８日生
住所　山形県西村山郡朝日町大字和合177番地
董李　平成５年４月13日生
住所　福岡市博多区比恵町13番３号
黄房惠　昭和48年８月７日生
住所　東京都小金井市前原町４丁目17番29号
マーク・アンソニー・デラ・クルース・ミウラ　昭和57年１月７日生
住所　東京都世田谷区代田３丁目34番19号
李美幸　昭和47年12月28日生
住所　東京都新宿区北新宿４丁目12番１号
田將樹　昭和56年12月10日生
住所　和歌山県海南市小野田501番地３
金佳代子　昭和54年12月27日生
住所　さいたま市南区沼影１丁目17番41―502号
陳磊　昭和52年６月10日生
住所　埼玉県上尾市大字瓦葺480番地１
趙廣來　昭和60年６月６日生
住所　埼玉県所沢市大字荒幡853番地２
王振宇　昭和62年10月15日生
住所　愛知県豊川市麻生田町大荒子80番地
吳静　昭和43年４月23日生
王雪菲　平成７年３月16日生
住所　名古屋市西区上名古屋３丁目22番26号
管玉玲　昭和30年12月22日生
住所　群馬県富岡市妙義町八木連1015番地１
李明陽　平成５年７月９日生
住所　千葉県柏市柏1034番地10
朴銀河　平成元年９月20日生
住所　東京都葛飾区新小岩２丁目９番７号
林祝福　昭和48年３月23日生
住所　東京都足立区関原１丁目５番20号
任正順　昭和３年１月28日生
張妤子　昭和35年８月14日生
張恢子　昭和38年７月18日生
住所　東京都荒川区南千住４丁目９番３―911号
金政勝　昭和59年８月16日生
住所　神戸市須磨区神の谷７丁目７番101―506号
ササキ・デ・ウエハラ・イサベル　昭和35年７月３日生
住所　神戸市須磨区白川台１丁目36番地１
金奈緒　平成２年１月24日生
住所　兵庫県西宮市今在家町１番４号
崔真徳　昭和58年３月27日生

○外務省告示第百二十三号

平成二十三年十一月十七日にカイロで、エジプト・アラブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がエジプト・アラブ共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、平成二十四年三月二十一日に効力を生じた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与

2　贈与額　五億円

3　署名者

日本側　奥田紀宏在エジプト大使

エジプト側　ファイザ・アブルナガ計画・国際協力大臣

平成二十四年四月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百二十四号

平成二十四年三月六日にアディスアベバで、貧困農民支援に関する次の概要の書簡の交換がエチオピア連邦民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　四億九千万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　岸野博之在エチオピア大使

エチオピア側　アーメド・シデ財務・経済開発担当国務大臣

平成二十四年四月五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第百二十五号

平成二十四年三月十六日に東京で、円借款の供与に関する次の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

平成二十四年四月五日

外務大臣　玄葉光一郎

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ラオス人民民主共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とラオス人民民主共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十一億七千三百万円（四、一七三、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、南部地域電力系統整備計画（以下「計画」という。）を実施するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ラオス人民民主共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ラオス人民民主共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後六年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ラオスの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ラオス人民民主共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ラオス人民民主共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課すことも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してラオス人民民主共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためラオス人民民主共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　ラオス人民民主共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してラオス人民民主共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してラオス人民民主共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してラオス人民民主共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金